

南海トラフ地震対策の推進に関する提言

近畿ブロック知事会

令和４年６月

南海トラフ地震対策の推進に関する提言

南海トラフ地震では、広範囲かつ大規模な被害が想定されており、震源に近い太平洋側では防災・減災対策の充実・強化を図ることが喫緊の課題である。

こうした中、平成25年12月27日に「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が施行され、近畿ブロック管内においても平成26年3月28日、同法に基づき8府県225市町村が南海トラフ地震防災対策推進地域に、4県45市町が南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に指定された。また、平成27年3月には、国において「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」が策定され、さらに、令和2年12月11日には、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」が閣議決定されるなど、国と地方が一体となって南海トラフ地震への備えを進めてきたところである。

これらにより、地震・津波対策の更なる加速化に取り組んでいるところであるが、南海トラフ地震では、高い津波が極めて短時間で到達するため、避難が困難な地域（津波避難困難地域）が数多く存在し、その想定被害も甚大である。

早急に津波避難困難地域を解消するため、避難路整備や公的住宅並びに民間ビルを活用した津波避難施設の整備、河川・海岸等の堤防や防潮堤等の整備・強化のほか、住宅の高台移転などの地域改造が必要である。

また、地震の揺れに伴い堤防が沈下する等により、津波到達前の河川・海岸から浸水が発生し、浸水が長期間に及ぶゼロメートル地帯、日本の経済活動にも大きな支障が生じる地域等においても、被害を最小化するため、堤防の整備・補強などの施設整備が不可欠である。

さらに、大規模災害に備えるためには、老朽化等により地震に対する脆弱性を有する道路や河川、砂防堰堤、上下水道施設、農業用ため池等の対策を進めることが必要である。

加えて、災害発生後の迅速な救助・救援活動を可能にし、国土の強靱化を図るためには、北陸新幹線やリニア中央新幹線の早期全線開業、高規格道路のミッシングリンクの早期解消や暫定2車線区間の4車線化などによる、災害に強い交通ネットワークの構築が必要であるとともに、被災箇所情報の提供や、道路、河川等に設置されたカメラ及び各種機器を活用した効率的な情報収集・提供など、インフラ分野のデジタルトランスフォーメーション（DX）を推進する必要がある。

ついては、これらのハード対策等が着実に進められるよう、次のとおり提言する。

（1）河川・海岸堤防や防潮堤、港湾・漁港施設等の整備・強化を推進

するため、重点的に十分な予算を確保すること。

- (2) 多岐にわたる防災対策を着実に推進するため、緊急防災・減災事業債及び緊急自然災害防止対策事業債について、対象事業の拡大及び要件緩和など起債制度の拡充を含めた継続的な財源措置等を行うこと。
- (3) 避難路や避難場所等の津波避難施設の整備に必要な予算を確保すること。
- (4) 高い津波が極めて短時間に到達するため、堤防や津波避難施設の整備で逃げ切れない地域を対象に、地域改造を促進するための新たな制度を創設すること。
- (5) 北陸新幹線やリニア中央新幹線の早期全線開業、高規格道路のミッシングリンクの早期解消、暫定2車線区間の4車線化、高規格道路と代替機能を発揮する直轄国道とのダブルネットワークの強化等に係る財源を確保し、早急に整備すること。
- (6) 大規模な浸水、土砂災害、地震・津波等による被害の防止・最小化や陸海空の交通ネットワークの確保など、重要インフラ等の機能維持を図るため、必要な予算を確保すること。
- (7) 「命を守る」ための水道施設の耐震化を促進するため、資本単価要件など交付要件の撤廃を含む財政支援措置の充実を行うこと。
また、下水道施設について、地震発生時にもその機能が確保されるよう、老朽化対策も含め、耐震化に係る財政支援措置の充実を行うこと。
- (8) 災害時に住民が必要とする情報を迅速かつ効率的に収集・提供するため、DXを活用した防災・減災対策、国土強靱化を推し進め、道路や河川、海岸等におけるカメラや計測機器等の設置及び更新を進めること。
それを実現するために府県や市町村で必要とされる機器やシステムの購入・整備について、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の対象に含めるなど、必要な予算を確保すること。
- (9) 農業用ため池の防災工事等を強力に推進するため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく必要な予算を、毎年度当初予算を含めた別枠で確保するとともに、財政措置の拡充を

図ること。

(10) 津波が到達する前に河川・海岸から浸水が発生し、その後の津波で更に大きな被害が生じる可能性のあるゼロメートル地帯や石油コンビナート沿岸地域等について、地域の実情に応じた総合的な防災・減災対策の支援強化を行うこと。

(11) 「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」における燃料供給体制について、被災都道府県が構築することとなっている常設の給油施設がない救助活動拠点などについても、国による継続供給の対象とすること。

(12) 上記の南海トラフ地震対策を着実に進めるため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」について、必要な予算・財源の安定的な確保と、計画的な事業執行を図るための弾力的な措置を講ずること。

また、南海トラフ地震対策を継続的に推進するため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の期間が終了後も必要な予算・財源を計画的かつ安定的に別枠で確保するなどの制度設計について十分配慮すること。

令和4年6月

近畿ブロック知事会

福井県知事	杉	本	達	治
三重県知事	一	見	勝	之
滋賀県知事	三	日	大	造
京都府知事	西	脇	隆	俊
大阪府知事	吉	村	洋	文
兵庫県知事	齋	藤	元	彦
奈良県知事	荒	井	正	吾
和歌山県知事	仁	坂	吉	伸
鳥取県知事	平	井	伸	治
徳島県知事	飯	泉	嘉	門